

包括同意について

当院は、診療を行う医療機関であるとともに、教育研究機関として医療の教育と研修を使命とし、次世代を担う医療人育成を行っております。臨床参加型の実習を行うにあたり、患者様の同意を得ることが不可欠となります。

「同意」には、個別に説明をしたうえで署名や口頭で同意をいただく「個別同意」と、予めホームページ等に掲示し、説明や手続きなく包括的に同意をいただく「包括同意」等があります。

以下にお示しする内容へのご協力に関してましては「包括同意」をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、患者様ご本人様やご家族様からの申し出により、不同意の意思表示が可能です。同意いただけない場合は、あらかじめ病院スタッフまでお申し出ください。同意されない場合であっても、診療に際して一切の不利益が生じることはありません。

◆初期臨床研修医

当院は、厚生労働省が認める臨床研修病院です。初期臨床研修医が、指導医の指導のもと診療行為に携わっています。

◆看護師特定行為

当院は、看護師特定行為研修指定研修機関です。特定看護師や研修課程の看護師が医師の指示に基づき特定行為（診療の補助）を行っています。

◆実習生

医学生が臨床の現場での見学・実習・研修に参加することがあるほか、

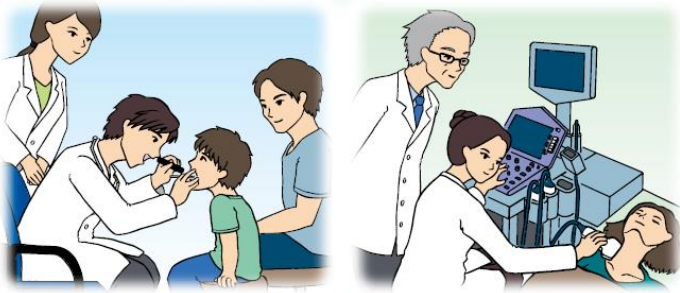
医療系学生等（看護師・薬剤師・管理栄養士・理学療法士など）の実習を受け入れています。教員指導下で教育を行っており、実習生らが診察等に同席させていただくことがあります。

◆職場体験

中学生・高校生の各種職場体験の受入れを行っております。

以上について、ご不明な点がございましたら地域連携支援センター「つながうて」受付窓口もしくは教育研修センターへお申し出ください。

当院では
将来の医療を担う医学生
が臨床実習を行っています



よい医師になるためには、講義だけでなく、診療チームの一員として実際の患者さんを診療し学ぶこと（臨床実習）が必要です。臨床実習を開始する前に修得すべき知識と技能を評価する「共用試験※」を受け、これに合格した医学生が、医師の指導監督の下、臨床実習を行っています。

医学生が医師となるために必要な知識と技能を修得できますよう、ご理解とご協力をお願いします。

※共用試験：国が医師法等に基づき指定した公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する学科と実技の試験

お気づきの点がございましたら、患者相談窓口等にご相談ください。

院長

作成：文部科学省
後援：全国医学部長病院長会議、国立大学医学部長会議、日本私立医科大学協会、日本医師会、日本医学会、医療系大学間共用試験実施評価機構、日本医学教育評価機構、日本医学教育学会

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

特定行為研修制度を
ご存じですか？

専門的な知識と技術が必要とされる特定行為（診療の補助）を、研修を受けた看護師が医師の指示を受けて安全に行っています。



確かなスキルを患者さんにお届けします

病院や施設において、専門的な知識と技術が必要とされる21区分38行為の特定行為研修を行っています。

医師があらかじめ看護師に指示を行います。

ご理解とご協力を
お願いいたします。

特定行為に係る
看護師の研修制度

